

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 5 章 輸入通関関係</p> <p>第 9 節 修正申告</p> <p>(修正申告)</p> <p>9-2 通関業者等がシステムを使用して修正申告を行う場合は、前項に規定する修正申告事項の登録後に配信された「修正申告入力控情報」(別紙様式M-545号)の内容を確認した上で、修正申告事項の必要書類(当初申告のシステム処理により配信された情報を「輸入申告控」又は「輸入許可通知書」として出力したものその他関税法施行令第4条の16第1項後段に規定する書類をいう。以下この項及びこの章第15節15-10において同じ。)に修正申告番号、申告先税関官署及び部門名並びに通関業者等名を付記して、修正申告を行う税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p> <p>ただし、<u>輸入者に対する実地調査が終了した際に税関から交付された「輸入（納税）申告別不足額税額等一覧表」を提出して修正申告を行う場合には、「輸入申告控」又は「輸入許可通知書」として出力したものの提出を求めるものとする。</u></p> <p>また、当該修正申告事項の必要書類を通關担当部門に提出後、修正申告照会により確認を受けた場合は、通關業者等に行政機関の休日に当たらない日の官庁の執務時間内に「修正申告」業務を利用して、修正申告番号を入力し、送信することにより修正申告の登録を行うことを求めるものとする。ただし、修正申告を行う者が、税關官署の窓口に設置された電子申告を行うための専用端末(以下「窓口電子申告端末」という。)を利用して修正申告を行う場合は、窓口電子申告端末運用指針(別紙1)により取扱うものとする。</p> <p>なお、通關業者が修正申告を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき、あらかじめ通關士による申告内容の審査を要するので留意する。</p> <p>上記の場合において、次のいずれかに該当するときは、通關業者等に、「修正申告入力控」として出力し、修正申告を行う税關官署の通關担当部門に2部(税關用1部、会計検査院用1部)提出するよう求めるものとする。その際には、<u>この項の規定にかかわらず、当初申告のシステム</u></p>	<p>第 5 章 輸入通關関係</p> <p>第 9 節 修正申告</p> <p>(修正申告)</p> <p>9-2 通關業者等がシステムを使用して修正申告を行う場合は、前項に規定する修正申告事項の登録後に配信された「修正申告入力控情報」(別紙様式M-545号)の内容を確認した上で、修正申告事項の必要書類(当初申告のシステム処理により配信された情報を「輸入申告控」又は「輸入許可通知書」として出力したものその他関税法施行令第4条の16第1項後段に規定する書類をいう。以下この項及びこの章第15節15-10において同じ。)に修正申告番号、申告先税關官署及び部門名並びに通關業者等名を付記して、修正申告を行う税關官署の通關担当部門に提出することを求めるものとする。</p> <p>また、当該修正申告事項の必要書類を通關担当部門に提出後、修正申告照会により確認を受けた場合は、通關業者等に行政機関の休日に当たらない日の官庁の執務時間内に「修正申告」業務を利用して、修正申告番号を入力し、送信することにより修正申告の登録を行うことを求めるものとする。ただし、修正申告を行う者が、税關官署の窓口に設置された電子申告を行うための専用端末(以下「窓口電子申告端末」という。)を利用して修正申告を行う場合は、窓口電子申告端末運用指針(別紙1)により取扱うものとする。</p> <p>なお、通關業者が修正申告を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき、あらかじめ通關士による申告内容の審査を要するので留意する。</p> <p>上記の場合において、次のいずれかに該当するときは、通關業者等に、「修正申告入力控」として出力し、修正申告を行う税關官署の通關担当部門に2部(税關用1部、会計検査院用1部)提出するよう求めるものとする。その際には、<u>当初申告のシステム処理により配信された情報を</u></p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>処理により配信された情報を「輸入申告控」又は「輸入許可通知書」として出力し、その他必要書類を添付することを求めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>「輸入申告控」又は「輸入許可通知書」として出力し、その他必要書類を添付することを求めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																								
(別表) 汎用申請対象手続き一覧 【監視関係】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">手続名称</td><td>根拠法令等</td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>外貨船機用品積込（包括）訂正申出</td><td>関法第23条第5項 関令第21条の5第2項 関基23-4<u>(3)</u>口、ハ</td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>内貨船機用品積込（包括）訂正申出</td><td>関法第23条第2項 関基23-13(2)（関基23-4<u>(3)</u>口を準用）</td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> </table>	手続名称	根拠法令等	(省略)	(省略)	外貨船機用品積込（包括）訂正申出	関法第23条第5項 関令第21条の5第2項 関基23-4 <u>(3)</u> 口、ハ	(省略)	(省略)	内貨船機用品積込（包括）訂正申出	関法第23条第2項 関基23-13(2)（関基23-4 <u>(3)</u> 口を準用）	(省略)	(省略)	(別表) 汎用申請対象手続き一覧 【監視関係】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">手続名称</td><td>根拠法令等</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>関法第23条第5項 関令第21条の5第2項 関基23-4<u>(2)</u>口、ハ</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>関法第23条第2項 関基23-13(2)（関基23-4<u>(2)</u>口を準用）</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> </table>	手続名称	根拠法令等	(同左)	(同左)	(同左)	関法第23条第5項 関令第21条の5第2項 関基23-4 <u>(2)</u> 口、ハ	(同左)	(同左)	(同左)	関法第23条第2項 関基23-13(2)（関基23-4 <u>(2)</u> 口を準用）	(同左)	(同左)
手続名称	根拠法令等																								
(省略)	(省略)																								
外貨船機用品積込（包括）訂正申出	関法第23条第5項 関令第21条の5第2項 関基23-4 <u>(3)</u> 口、ハ																								
(省略)	(省略)																								
内貨船機用品積込（包括）訂正申出	関法第23条第2項 関基23-13(2)（関基23-4 <u>(3)</u> 口を準用）																								
(省略)	(省略)																								
手続名称	根拠法令等																								
(同左)	(同左)																								
(同左)	関法第23条第5項 関令第21条の5第2項 関基23-4 <u>(2)</u> 口、ハ																								
(同左)	(同左)																								
(同左)	関法第23条第2項 関基23-13(2)（関基23-4 <u>(2)</u> 口を準用）																								
(同左)	(同左)																								